

札幌市土木工事共通仕様書

新旧対照表

札幌市土木工事共通仕様書（令和 6 年 10 月版）」を一部改定し、令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日以降より適用する。

札幌市財政局 管財部 工事管理室 技術管理課

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 6 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 1 章 総則	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 1 章 総則	
1-1-1-36 環境対策 1. ～ 3. (略) 4. 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) ～ (2) (略) (3) 受注者は、使用建設機械の排出ガス対策型建設機械指定の有無を当該工事の施工計画書に記載し工事監督員に提出 _____ _____ しなければならない。 (4) (略) 5. ～ 9. (略)	1-1-1-36 環境対策 1. ～ 3. (略) 4. 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) ～ (2) (略) (3) 受注者は、使用建設機械の排出ガス対策型建設機械指定の有無を当該工事の施工計画書に記載し工事監督員に提出するとともに、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下「排対機械等」という。）を使用したことを証明する施工状況写真を検査時に提出しなければならない。 (4) (略) 5. ～ 9. (略)	写真撮影の簡素化

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定

3 品質管理基準 19 補強土壁工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認							
19 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。									
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。									
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	同上	同上	同上		○							
		その他	土の粒度試験	同上	同上	設計図書による。									
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3 種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53 mm： JIS A 1214（砂置換法） 最大粒径＞53 mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256（突砂法）	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の 95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B 法） ・最大乾燥密度の 90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E 法） 又は、設計図書による。	500m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、1500m3 未満の工事は 1 工事当り 3 回以上。1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≦100 mm の場合に適用する。								
				または、 「RI 計器を用いた 盛土の締固め管理 要領（案）」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が、 ・最大乾燥密度の 97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B 法） ・最大乾燥密度の 92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E 法）。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1 日の 1 層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、1 日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。 <table><tr><td>面積 (m2)</td><td>500 未満</td><td>500 以上 1,000 未満</td><td>1,000 以上 2,000 未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (m2)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径＜100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第 9 編第 6 章 RI による土の密度試験」等による。
面積 (m2)				500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満									
測定点数	5	10	15												
または、 「TS・GNSS を用いた 盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から 1m 以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも 1 日の 1 層当たりの施工面積は 1,500 m ² を標準とする。また、1 日の施工面積が 2,000 m ² 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。 3. 1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも 1 管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。													

(旧) 令和 6 年 10 月版

3 品質管理基準 19 補強土壁工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認							
19 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。									
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。									
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	同上	同上	同上		○							
	その他	土の粒度試験	同上	同上	設計図書による。										
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3 種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53 mm： JIS A 1214（砂置換法） 最大粒径＞53 mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256（突砂法）	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の 95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B 法） ・最大乾燥密度の 90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E 法） ただし、JIS A 1210 C・D・E 法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や 1 層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 又は、設計図書による。	500m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、1500m3 未満の工事は 1 工事当り 3 回以上。1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≦100 mm の場合に適用する。								
				または、 「RI 計器を用いた 盛土の締固め管理 要領（案）」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が、 ・最大乾燥密度の 97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B 法） ・最大乾燥密度の 92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E 法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E 法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や 1 層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1 日の 1 層当たりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、1 日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。 <table><tr><td>面積 (m2)</td><td>500 未満</td><td>500 以上 1,000 未満</td><td>1,000 以上 2,000 未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (m2)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径＜100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第 9 編第 6 章 RI による土の密度試験」等による。
面積 (m2)				500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満									
測定点数	5	10	15												
または、 「TS・GNSS を用いた 盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から 1m 以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも 1 日の 1 層当たりの施工面積は 1,500 m ² を標準とする。また、1 日の施工面積が 2,000 m ² 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。 3. 1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも 1 管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。													

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定

3 品質管理基準 25 道路土工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
25 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JISA1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。 （材料が岩砕の場合は除く） ただし、法面、路肩部の土量は除く。			
			CBR 試験（路床）	JISA1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）			
		その他	土の粒度試験	JISA1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
			土粒子の密度試験	JISA1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
			土の含水比試験	JISA1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
			土の液性限界・塑性限界試験	JISA1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
			土の一軸圧縮試験	JISA1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
			土の圧密試験	JISA1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
		土の透水試験	JISA1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時				
		施工	必須	現場密度の測定 又は飽和度の測定（粘質土） ※右記試験方法（3 種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53 mm： JISA1214（砂置換法） 最大粒径>53 mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256（突砂法）	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の 90% 以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法）。 【路床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の 95% 以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法） ・最大乾燥密度の 90% 以上（締固め試験（JISA1210）C・D・E 法） ■【粘性土】■ 【路体】：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、 ・空気間隙率 Va が 2%≦Va≦10% ・飽和度 Sr が 85%≦Sr≦95% 【路床】：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、 ・空気間隙率 Va が 2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	【路体】1,000m3 につき 1 回の割合で行う。 ただし、5,000m3 未満の工事は 1 工事当たり 3 回以上。 【路床】500m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、1,500m3 未満の工事は 1 工事当たり 3 回以上。 1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最低値で判定を行う。	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。	

(旧) 令和 6 年 10 月版

3 品質管理基準 25 道路土工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
25 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JISA1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。 (材料が岩砕の場合は除く) ただし、法面、路肩部の土量は除く。			
			CBR 試験 (路床)	JISA1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)			
		その他	土の粒度試験	JISA1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
			土粒子の密度試験	JISA1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
			土の含水比試験	JISA1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
			土の液性限界・塑性限界試験	JISA1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
			土の一軸圧縮試験	JISA1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
			土の圧密試験	JISA1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時			
		土の透水試験	JISA1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時				
		施工	必須	現場密度の測定 又は飽和度の測定(粘質土) ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: JISA1214(砂置換法) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256(突砂法)	■【砂質土】■ 【路体】: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JISA1210) A・B法)。 【路床】: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JISA1210) A・B法) ・最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JISA1210) C・D・E法) ただし、JISA1210C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 ■【粘性土】■ 【路体】: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、 ・空気間隙率 Va が 2%≦Va≦10% ・飽和度 Sr が 85%≦Sr≦95% 【路床】: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、 ・空気間隙率 Va が 2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	【路体】1,000m3につき1回の割合で行う。 ただし、5,000m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 【路床】500m3につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。	

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定

3 品質管理基準 25 道路土工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認								
25 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定（粘質土） ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI 計器を用いた 盛土の締固め管理 要領（案）」による	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 92%以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法）。 【路床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の 97%以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法） ・最大乾燥密度の 92%以上（締固め試験（JISA1210）C・D・E 法）。 _____ _____ _____ _____ _____ ■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、1 管理単位の現場空気間隙率の平均値が 8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1 日の 1 層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1 日の施工面積が 2,000m ² 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。 <table><tr><td>面積 (m²)</td><td>500 未満</td><td>500 以上 1,000 未満</td><td>1,000 以上 2,000 未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (m ²)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径＜100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第 9 編第 6 章 R1」による土の密度試験」等による。	
				面積 (m ²)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満									
				測定点数	5	10	15									
	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。													
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]－288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。										
	その他	平板載荷試験	JISA1215		各車線ごとに延長 40m について 1 箇所の割で行う。	セメントコンクリート路盤に適用する。										
		現場 CBR 試験	JISA1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m について 1 回の割で行う											
		含水比試験	JISA1203	設計図書による。	【路体】1,000m ³ につき 1 回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1 工事当たり 3 回以上。 【路床】500m ³ につき 1 回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は 1 工事当たり 3 回以上。											
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]－273	設計図書による	必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪いとき。											
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]－284 （ベンケルマンビーム）	設計図書による	ブルーフローリングでの不良個所について実施											

(旧) 令和 6 年 10 月版

3 品質管理基準 25 道路土工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認								
25 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定（粘質土） ※右記試験方法（3 種類）のいずれかを実施する。	または、「R1 計器を用いた 盛土の締固め管理 要領（案）」による	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が、最大乾燥密度の 92%以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法）。 【路床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の 97%以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法） ・最大乾燥密度の 92%以上（締固め試験（JISA1210）C・D・E 法）。 ただし、JISA1210C・D・E 法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や 1 層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 ■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、1 管理単位の現場空気間隙率の平均値が 8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1 日の 1 層当たりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、1 日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。 <table><tr><td>面積 (m2)</td><td>500 未満</td><td>500 以上 1,000 未満</td><td>1,000 以上 2,000 未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (m2)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径＜100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・R1 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第 9 編第 6 章 R1 による土の密度試験」等による。	
				面積 (m2)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満									
				測定点数	5	10	15									
		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも 1 管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。												
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]－288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。										
	その他	平板載荷試験	JISA1215		各車線ごとに延長 40m について 1 箇所の割で行う。	セメントコンクリート路盤に適用する。										
		現場 CBR 試験	JISA1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m について 1 回の割で行う											
		含水比試験	JISA1203	設計図書による。	【路体】1,000m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、5,000m3 未満の工事は、1 工事当たり 3 回以上。 【路床】500m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、1,500m3 未満の工事は 1 工事当たり 3 回以上。											
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]－273	設計図書による	必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪いとき。											
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]－284 （ベンケルマンビーム）	設計図書による	ブルーフローリングでの不良箇所について実施											

備考

誤植訂正